

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	住宅	地域活性化住宅	<p>★ 市街地から大字地域への人の流れを促すことで、大字地域の活性化を図ることを目的とし、大字地域に地域活性化住宅5戸を整備しています。</p> <p>○ 家賃及び敷金 家賃 25,000円 敷金 75,000円(家賃の3ヶ月分)</p> <p>※家賃については、同居する親族のうち、扶養義務のある高校生以下の子供一人につき、月額5,000円(ただし、15,000円を限度とする。)を控除した額とする。</p> <p>○ 入居資格者 1. 5年以上居住し、当該地区の集落組織に加盟をして、地域活動に参加する意思のある者 2. 入居の申込時において、世帯主又は同居する親族(婚姻や親子の届出をしないが事実上婚姻又は親子関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が45歳以下であること。 3. 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。 ※ 室内でペットを飼うことはできません。</p>
西之表市	住宅	島元気郷たねがしま定住促進支援事業	<p>★ 市での居住期間が3年以内又は市に転入しようとする方を対象に住宅を斡旋します。</p> <p>① 西之表市街地近辺に6戸(17坪+100㎡菜園)の住宅を建設し、定住を望むUIターン希望者へ貸し出しています。地域活動への参加と交流を望む方で、地域貢献を期待するため、50代60代のシニアを優先します。</p> <p>② 西之表市の空き家を市が借り上げ、改修しUIターン希望者へ貸し出しています。平成19年度から21年度の3年間で13戸整備。(現在は11戸を賃貸しています。)</p> <p>○ 対象となる移住者 (1) 入居の申込時において70歳未満であること。 (2) 入居の申込時において住所を有する市町村で税の滞納がないこと。 (3) 入居の申込時において自活する能力があり、今後とも自活能力があると認められること。 (4) 現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住所を市に有し、又は入居後、市に移すことが確実であること。 (5) 市に定住し、地域との交流を行い、地域振興に貢献する意思をもっていること。</p> <p>※ 入居期間は最大5年間です。 ※ 室内でペットを飼うことはできません。</p>
西之表市	住宅	地域を支える定住促進事業	<p>★ 西之表市では市外や指定地域外(主に市街地)から指定地域内(主に大字地域)に居住する人に対して家賃・住宅リフォーム・住宅建築補助金を交付します。</p> <p>○ 補助対象者 【転入者の場合】 1. 西之表市外から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満65歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。) 2. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 3. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 4. 居住地の自治会に加入する者。 【転居者の場合】 1. 指定地域外(主に市街地)から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満45歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。) 2. 指定地域内(主に大字地域)に居住する満50歳以下の夫婦世帯(父子家庭、母子家庭、婚姻予定者含む。)で新たに住居を構え引き続き、指定地域に定住しようとする者。(建替えは対象外) 3. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。 4. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。 5. 居住地の自治会に加入している(する)者。</p> <p>○ 指定地域とは 榕城校区の一部(小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立)、下西校区の一部(下石寺・鞍勇)、上西校区、国上校区、伊閑校区、安納校区、現和校区、古田校区、住吉校区、安城校区、立山校区、中割校区の区域をいいます。</p> <p>○ 補助の要件の主な要件 1. 市税等を世帯員全員が滞納していないこと。 2. 新築または購入した、消費税を除く住宅建物価格が500万円以上であること。(建て替えは対象外。) 3. リフォームの場合、住宅所有者は対象外。消費税を除く工事代金が30万円以上で、所有者の同意が必要。 4. 家賃補助の場合、独立生計を営み、家賃を支払う能力があること。</p> <p>○ 具体的支援 ・家賃補助 1. 民間賃貸住宅(管理費、共益費、駐車場代は含まない)の家賃の1/2とし、限度額は2万円とする。 2. 申請日の属する月から最長36か月を補助対象期間とする。 3. 勤務先から住宅手当を受けているときは、家賃月額から当該額を差し引いた額の1/2となる。 4. 日割算定分の家賃は対象とならない。 5. 子ども加算額はなし。 ・住宅リフォーム補助 リフォームに要した工事費(30万円以上消費税は除く)の50%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、地域によって補助限度額が異なる。 小牧野、竹鶴、今年川、桃園、岳之田、平田、牧之峯、本位、下石寺、鞍勇 限度額:50万 上西、国上、遺跡、安納、現和、古田、住吉校区 限度額:75万 安城、立山、中割校区 限度額:100万 ・住宅建築補助 建築経費額または購入契約額(土地購入費含む。消費税は除く。)の10%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、指定地域によって補助限度額が異なる。 小牧野、竹鶴、今年川、桃園、岳之田、平田、牧之峯、本位、下石寺、鞍勇 限度額:50万 上西、国上、遺跡、安納、現和、古田、住吉校区 限度額:100万 安城、立山、中割校区 限度額:150万 ※別途、子育て加算として、中学生以下の子ども一人につき5万円が加算される(最高限度額:15万円)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助金	<p>★ 川や海などの公共用水域の水質を保全し快適な生活を確保するために浄化槽による排水の処理を促進しており、専用住宅又は建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅等に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に補助金を交付しています。</p> <p>○ 補助金の額</p> <p>5人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 432,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 249,000円</p> <p>6～7人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 514,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 311,000円</p> <p>8～10人槽 汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替える場合 648,000円 新築でかつ汚水処理人口普及対象となるもの(一部条件有) 411,000円</p> <p>単独処理浄化槽の撤去費限度額 100,000円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換にかかる宅内配管費上限額 120,000円</p> <p>注:単独処理浄化槽の撤去費は、単独処理浄化槽を撤去した敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合のみが対象となります。</p> <p>○ 補助金の交付申請の方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽を設置する前に補助金交付申請書を提出していただき、交付の決定後に工事に着手することになります。(既に工事に着手している場合や工事が完了している場合はこの事業の対象となりません。)</li> <li>補助事業が完了したときは、実績報告書を提出していただきます。その提出期限は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までです。</li> </ul>